2015年(平成27年)10月6日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市情報公開審査会 会 長 安 冨 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて(答申)

2015年(平成27年)2月4日付けで諮問された「平成19年度に鎌倉市と藤沢市が共同して「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」を策定した「構成委員名,使用した資料,議事録,活動状況の書面等」すべての書面(この構想について,鎌倉市,藤沢市のどちらが言い出したのかがわかるものを含む)(委員会を立ち上げる手順(庁内で検討した書面及び手順に関連する書面含む))」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について,次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「平成19年度に鎌倉市と藤沢市が共同して「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」を策定した「構成委員名,使用した資料,議事録,活動状況の書面等」すべての書面(この構想について,鎌倉市,藤沢市のどちらが言い出したのかがわかるものを含む)委員会を立ち上げる手順(庁内で検討した書面及び手順に関連する書面含)」の行政文書公開請求に対し,2014年(平成26年)9月11日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については,異議申立ての対象となった部分のうち独立行政法人の個人氏名並びに法人の部署名及び職務名について,公開すべきである。また,異議申立人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書について,あらためて公開するか否かの決定をすべきである。

2 事実

(1)異議申立人は2014年(平成26年)9月1日付けで,実施機関に対し, 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第 10条の規定により,「平成19年度に鎌倉市と藤沢市が共同して「村岡・深沢 地区全体整備構想(案)」を策定した「構成委員名,使用した資料,議事録,活 動状況の書面等」すべての書面(この構想について,鎌倉市,藤沢市のどちらが言い出したのかがわかるものを含む)(委員会を立ち上げる手順(庁内で検討した書面及び手順に関連する書面含))」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (2)実施機関は,本件請求に係る行政文書を,件名「(村岡地区都市拠点総合整備事業)業務進行管理記録票,村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会第1回準備会及び第2回準備会議事資料,村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会第1回から第3回議事資料,第1回村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会議事録概要,第2回及び第3回村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会議事要旨」(以下「本件対象文書」という。)と特定し,異議申立人に対し同月11日付けで,行政文書公開一部承諾決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) 異議申立人は同年11月4日付けで,実施機関に対し,本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (4) 実施機関は2015年(平成27年)2月4日付けで,藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し,条例第18条の規定により,本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1)異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は,本件処分を取消すとの決定を求める,というものである。

(2)異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によると,異議申立ての理由は次のとおりである。

- ア 本件処分においては、本件対象文書のうち、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会 第1回検討委員会議事録概要にて委員長名が公開されたり、黒塗りで公開されていなかったり一貫性がないことや、部署名まで黒塗りで公開されているが、市が税金を投入し業務委託契約等を行い、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会の委員になったことから、部署名から個人名まですべて公開すべきであること、また、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会を立ち上げる手順(庁内で検討した書面及び手順に関連する書面含む活動状況の書面等)全ての書面の公開を請求したが、全ての書面が公開されていないことから本件処分は不当である。
- イ 実施機関は,黒塗りのミスにより一部公開してしまったことは認めている

が個人情報に変わりはないとしている。しかし,条例に基づき公開できなかったことが大きな問題であり,単なるミスで済む問題ではない。再発防止対策が重要であり,原因調査を求めるものである。

また,実施機関は,村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会を立ち上げる手順(庁内で検討した書面及び手順に関連する書面含む活動状況の書面等)全ての書面は,以後の業務遂行上必要でないため,廃棄処分したものとあるが,平成19年2月2日以降の文書が破棄され,平成19年2月2日から約平成4年までの間の現在計画中の事業に関連する文書が破棄されていないのが,理解できない。現在,計画中の事業に関連する文書であり,保存管理を求めるものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると,実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1)本件対象文書については,黒塗りのミスにより委員長名の一部分を公開してしまったことは認めるが,本件請求の対象となった村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会委員名簿は,個人に関する情報であって特定の個人が識別されることから条例第6条第1号に該当する。また,部署名においても,部署名を明らかにすることで個人名が特定されることから条例第6号第1号に該当するものである。
- (2)村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会を立ち上げる手順(庁内で検討した 書面及び手順に関連する書面含む活動状況の書面等)全ての書面については, 以後の業務遂行上必要でないため廃棄処分したものであり,公開した文書以外 は存在しない。また,準備会に至るまでの前段で行った議論のメモや資料は, その時の経過を個人の備忘録として作成したもので上司へ説明したことや業務 記録を作成したことにより,廃棄処分しているため存在しないものである。

よって,実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく,異議申立人の主張には理由がないことから,本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は,異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果,次のように判断した。

(1)本件対象文書について

実施機関は,本件対象文書について,条例第6条第1号に該当するとして一

部非公開とした。これに対して,異議申立人は,非公開とした部分に一貫性が無く,市の業務委託契約による委員会であることからすべて公開すべきであり,また,「委員会を立ち上げる手順(庁内で検討した書面及び手順に関する書面含む)」すべての書面の公開を請求したが,すべての書面の公開がなされていないのは不当であると主張する。

(2)条例第6条第1号該当性について

- ア 実施機関が,条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するとして 非公開とした部分のうち,独立行政法人の職員に関しては,条例第6条第1 号ウに該当するため,公開とすべきである。
- イ 実施機関が、条例第6条第1号の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するとして非公開とした部分のうち、法人の部署名及び職務名については、それのみでは条例第6条第1号に該当する個人識別性を有しないことから、部署名及び職務名については公開とし、個人氏名のみ条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するものとして非公開とすべきである。

(3) 本件請求の行政文書について

- ア 異議申立人が,本件請求の内容にあるすべての書面に対して公開されていないことが不当であるとしたことについて,当審査会の聴取に対し,実施機関は,当時の担当者が個人的な備忘録としてメモを作成したかもしれないが,理事者への説明や本件対象文書を作成した以後は業務遂行上必要でないため,廃棄処分としたものであり,公開した文書以外は存在しないと述べた。
- イ 当審査会は,実施機関の陳述を受け,条例第22条第4項にある調査権限に基づき,実施機関に対し,「平成19年度に鎌倉市と藤沢市が共同して「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」を策定した「構成委員名,使用した資料,議事録,活動状況の書面等」すべての書面に関する議事録(案)も含めた書類等」が現存した場合は,当審査会に対し提出する旨を指示した。
- ウ 実施機関は,当審査会の指示に基づき調査し,「村岡・深沢地区全体整備構 想検討委員会第2回検討委員会議事録(案)」(以下「議事録(案)」という。) を当審査会に提出した。
- エ 当審査会において提出された議事録(案)の内容を見分したところ,当審 査会としては,議事録(案)が異議申立人の請求の趣旨に合致する行政文書 であると判断した。
- オ したがって,実施機関はあらためて議事録(案)について,公開するか否 かの決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は、本件処分手続きにおいて、対象文書について、十分な検討しないままに一部公開処分をしている。また、理由付記にあたり「庁内で検討した書面及び手順に関連する書面含む活動状況の書面」に関して公開した文書以外は存在しない旨の記載が無く、条例第6条第1号に該当する非公開理由のみの理由付記しかしていない。このような経過に鑑みると、実施機関の本件処分は、単なる過誤にとどまるものではなく、情報公開制度の本旨をないがしろにするものであると言わざるを得ない。実施機関は、行政文書公開請求処分時において、より慎重に請求の趣旨に合致する処分を行うべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は,別紙のとおりである。

以上

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2015. 2. 4	実施機関から審査会へ諮問書の提出
2. 6	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
3. 5	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
3. 9	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
3.16	異議申立人から審査会へ意見書の提出
3.18	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
4. 6	審査会から実施機関へ資料の提出要請
4.15	実施機関から審査会へ資料の提出
6.22	実施機関への意見聴取
7.10	審査会から実施機関へ追加資料の提出要請
7.16	実施機関から審査会へ追加資料の提出
7.27	審議
10. 6	答申

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期: 2014年2月1日~2016年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者